旅客営業規則の一部改正(2024年2月20日九州旅客鉄道株式会社公告第19号)

九州旅客鉄道株式会社旅客営業規則(1987年4月九州旅客鉄道株式会社公告第2号)の一部を次のように改正し、2024年4月1日から施行します。なお、第36条に係 る改正規定のうち旧様式のものは、当面の間使用することができることとします。

現行	改正
(前略)	(前略)

(通学定期乗車券の発売)

- 第36条 指定学校の学生(第39条第1項第1号に規定する学生を除く。以下この | 第36条 指定学校の学生(第39条第1項第1号に規定する学生を除く。以下この 条において同じ。)、生徒、児童又は幼児が、次の各号に定めるところにより乗 車する場合で、その在籍する指定学校の代表者において必要事項を記入して発行 した通学証明書を提出したとき又は第170条第1項第2号に規定する通学定期乗 車券購入兼用の証明書を呈示し、かつ、定期乗車券購入申込書に必要事項を記入 して提出したときは、1箇月、3箇月又は6箇月有効の通学定期乗車券を発売す る。
  - (1) 居住地もより駅と在籍する指定学校(通信による教育を行う学校にあっては、 面接授業又は試験会場を含む。) もより駅との相互間を、通学のため乗車する 場合
  - (2) 100 キロメートル以内の区間を乗車する場合
- (3) 区間及び経路を同じくして順路によって乗車する場合
- 2 通学証明書の様式は、次のとおりとする。

(通学定期乗車券の発売)

- 条において同じ。)、生徒、児童又は幼児が、次の各号に定めるところにより乗 車する場合で、その在籍する指定学校の代表者において必要事項を記入して発行 した通学証明書を提出したとき又は第170条第1項第2号に規定する通学定期乗 車券購入兼用の証明書を呈示し、かつ、定期乗車券購入申込書に必要事項を記入 して提出したときは、1筒月、3筒月又は6筒月有効の通学定期乗車券を発売す
  - (1) 居住地もより駅と在籍する指定学校(通信による教育を行う学校にあっては、 面接授業又は試験会場を含む。) もより駅との相互間を、通学のため乗車する 場合
  - (2) 100 キロメートル以内の区間を乗車する場合
  - (3) 区間及び経路を同じくして順路によって乗車する場合
- 2 通学証明書の様式は、次のとおりとする。

現行					改正	
Ž.	表	71			表	
	契印				契印	
No	通学証明	書		No	通学証明	書
学 校 種 別 又は指定番号	区分	7		学 校 種 別 又は指定番号	×	分
通学者の氏名・ 年齢 <u>及び性別</u>		( 才) 基		通 学 者 の 氏 名・年 齢		( 7)
通学者の居住地	電話(			通学者の居住地電話	C	)
部科及び学年	部科	学年 (年次)		部科及び学年	部科	学年 (年次)
証明書番号				証明書番号		
通学区間	駅	駅間 経由		通学区間	駅	駅間 経由
通学定期乗車	学の有効期間	箇月		通学定期乗車券の不	有効期間	箇月
※通学定期乗車	等の使用開始日 年	月 日から	2 cm	※通学定期乗車券の使	<b>E用開始日</b> 年	月 日から
通学証明書	の有効期限年	月 日まで	[8.2]	卒業予定年	月 日 年	月 目まで
学校所在地 学校 名 明 学校表者氏名 1 この証明書の	有効期間は、発行の日から上記の	代表者 職 印 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		証 年 月 学校所在地 学校 名 9 学校 3 1 この証明書の有効算	日発行 周間は、発行の日から1箇	代表者職印
<ul><li>該のものを○</li><li>3 この証明書の</li><li>4 この証明書に</li><li>通学者の認印、</li><li>きません。</li></ul>	うち、※印の欄以外の記入事項は ( <u>囲む。)</u> してください。 うち※印の欄は、通学者が記入し 記入した事項を訂正した場合は、 その他の記入事項については代ま しないでください。	てください。 ※印欄の記入事項については		<ul><li>3 この証明書のうち%</li><li>4 この証明書に記入し</li></ul>	終印の欄は、通学者が記入 た事項を訂正した場合は 也の記入事項については代	は、発行者が記入してください。 してください。 、※印欄の記入事項については 表者の職印のないものは使用で
每	月 月まで			年	月 日まて	
(発 行 駅)	(乗車券番号)	(発行年月日)		(発 行 駅)	(乗車券番号)	(発行年月日)
(基本運賃)	(発売運賃)	(差額運賃)		(基本運賃)	(発売運賃)	(差額運賃)
	12.5 cm	(裏無地)			12. 5 cm	 (裏無地

現行	改正
で行う場合は、学校所在地欄の在籍校所在地住所上部に面接授業会場又は試験会	で行う場合は、学校所在地欄の在籍校所在地住所上部に面接授業会場又は試験会
場とかっこ書きし、当該面接授業又は試験会場所在地住所を記入する。	場とかっこ書きし、当該面接授業又は試験会場所在地住所を記入する。
(中略)	(中略)
(東京附近等の特定区間における大人片道普通旅客運賃の特定)	(東京附近等の特定区間 <mark>等</mark> における大人片道普通旅客運賃の特定)
第79条 第77条及び前条の規定にかかわらず、別表第2号イの6に掲げる東京附	第79条 第77条及び前条の規定にかかわらず、別表第2号イの6に掲げる東京附
近、名古屋附近及び大阪附近における駅相互間の大人片道普通旅客運賃は、同表	近、名古屋附近及び大阪附近における駅相互間の大人片道普通旅客運賃は、同表
に定めるところにより特定の額を適用する。	に定めるところにより特定の額を適用する。
	2 第77条及び第81条の規定にかかわらず、第140条第1項第3号の規定により
	鉄道駅バリアフリー料金を収受する区間(以下「第140条第1項第3号規定区間」
	という。) 内の駅相互間の普通旅客運賃(第66条の規定により旅客運賃と鉄道駅
	バリアフリー料金とをあわせ収受する場合はその合算額。以下この条において同
	じ。)が、同一の発駅から同一の方向及び経路にある第140条第1項第3号規定区
	間外の駅までの普通旅客運賃と比較して、これよりも高額となる場合は、第 140
	条第1項第3号規定区間外の駅までの普通旅客運賃のうち、最も低廉な額をもっ
	<u>て、この区間の普通旅客運賃とする。</u>
(中略)	(中略)
(幹線内相互発着の大人定期旅客運賃の特定)	(幹線内相互発着 <mark>等</mark> の大人定期旅客運賃の特定)
第 99 条 次の各号に定める区間の大人通勤定期旅客運賃及び大人通学定期旅客運	第 99 条 次の各号に定める区間の大人通勤定期旅客運賃及び大人通学定期旅客運
賃は、第95条第1号イ及び第2号イの規定にかかわらず、当該各号に定めるとお	賃は、第95条第1号イ及び第2号イの規定にかかわらず、当該各号に定めるとお
りとする。	りとする。
(1) 東京山手線内及び大阪環状線内相互発着の場合	(1) 東京山手線内及び大阪環状線内相互発着の場合
イ 東京山手線内相互発着の場合	イ 東京山手線内相互発着の場合
(4) 大人通勤定期旅客運賃	(1) 大人通勤定期旅客運賃
別表第2号ヲに定める額	別表第2号ヲに定める額

(p) 大人通学定期旅客運賃 別表第2号ワに定める額

現行

- ロ 大阪環状線内相互発着の場合
  - (イ) 大人通勤定期旅客運賃 別表第2号ヲの2に定める額
  - (p) 大人通学定期旅客運賃 別表第2号ワの2に定める額
- (2) 前号以外の電車特定区間内相互発着の場合
  - イ 東京附近における電車特定区間内相互発着の場合
    - (イ) 大人通勤定期旅客運賃 別表第2号ョに定める額
    - (r) 大人通学定期旅客運賃 別表第2号タに定める額
  - ロ 大阪附近における電車特定区間内相互発着の場合
    - (イ) 大人通勤定期旅客運賃 別表第2号ヨの2に定める額
    - (p) 大人通学定期旅客運賃 別表第2号タの2に定める額
- (3) 第79条の規定により大人片道普通旅客運賃の特定額を適用した区間の大人 定期旅客運賃は、次に定める額を適用する。
- イ 大人通勤定期旅客運賃の特定額 別表第2号レに定める額
- ロ 大人通学定期旅客運賃の特定額 別表第2号レの2に定める額
- (4) 前号の規定にかかわらず、前号の特定額を適用する区間内の駅相互間の定期 旅客運賃が、当該特定額適用区間の定期旅客運賃に比較して、これよりも高額 となる場合は、当該特定額をもってこの区間の定期旅客運賃とする。

(n) 大人通学定期旅客運賃 別表第2号ワに定める額

- ロ 大阪環状線内相互発着の場合
  - (イ) 大人通勤定期旅客運賃 別表第2号ヲの2に定める額
  - (p) 大人通学定期旅客運賃 別表第2号ワの2に定める額
- (2) 前号以外の電車特定区間内相互発着の場合
- イ 東京附近における電車特定区間内相互発着の場合
  - (イ) 大人通勤定期旅客運賃 別表第2号ョに定める額
  - (ロ) 大人通学定期旅客運賃 別表第2号タに定める額
- ロ 大阪附近における電車特定区間内相互発着の場合
  - (イ) 大人通勤定期旅客運賃 別表第2号ヨの2に定める額
  - (p) 大人通学定期旅客運賃 別表第2号タの2に定める額
- (3) 第79条の規定により大人片道普通旅客運賃の特定額を適用した区間の大人 定期旅客運賃は、次に定める額を適用する。

改正

- イ 大人通勤定期旅客運賃の特定額 別表第2号レに定める額
- ロ 大人通学定期旅客運賃の特定額 別表第2号レの2に定める額
- (4) 前号の規定にかかわらず、前号の特定額を適用する区間内の駅相互間の定期 旅客運賃が、当該特定額適用区間の定期旅客運賃に比較して、これよりも高額 となる場合は、当該特定額をもってこの区間の定期旅客運賃とする。
- 2 第95条第1号イ及び第96条の規定にかかわらず、第140条第1項第3号規定

現行	改正
	区間内の駅相互間の大人通勤定期旅客運賃(第66条の規定により旅客運賃と鉄
	道駅バリアフリー料金とをあわせ収受する場合はその合算額。以下この条に
	おいて同じ。)が、同一の発駅から同一の方向及び経路にある第 140 条第 1 項第
	3号規定区間外の駅までの大人通勤定期旅客運賃と比較して、これよりも高額と
	なる場合は、第140条第1項第3号規定区間外の駅までの大人通勤定期旅客運賃
	のうち、最も低廉な額をもって、この区間の大人通勤定期旅客運賃とする。
(中略)	(中略)
(大人急行料金)	(大人急行料金)
第125条 大人急行料金は、次の各号に定めるとおりとする。	第125条 大人急行料金は、次の各号に定めるとおりとする。
(1) 特別急行料金	(1) 特別急行料金
イ新幹線	イの新幹線
(rtmtx)	/ <del>-   +   π/τ</del> \
(中略)	(中略)
ロ 新幹線以外の線区	ロ 新幹線以外の線区
(イ) (ロ)、(ハ) 及び(ニ)以外の特別急行料金	(イ) (ロ)、(ハ)及び(ニ)以外の特別急行料金
a b、c、d、e、f、g、h及びi以外の特別急行料金	a b、c、d、e、f、g、h及び i 以外の特別急行料金
(a) 指定席特急料金	(a) 指定席特急料金
① ②及び③以外の指定席特急料金	① ②及び③以外の指定席特急料金
(中略)	(中略)
(二) 第 57 条の3第2項第1号の規定により発売する場合で、当該区	(二) 第 57 条の3第2項第1号の規定により発売する場合で、当該区
間が九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別急行料金	間が九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別急行料金
次に定める料金とする。ただし、別表第1号の7に定める特別急行列車	次に定める料金とする。ただし、別表第1号の7に定める特別急行列車
の指定席に乗車する場合の特別急行料金にあつては、a又はbに定める	の指定席に乗車する場合の特別急行料金にあつては、a又はbに定める
指定席特急料金に 500 円を加算した額とする。	指定席特急料金に 500 円を加算した額とする。

- a b以外の特別急行料金
  - (a) 指定席特急料金
    - ① ②及び③以外の指定席特急料金

次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第2号の 規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円 を、同条同項第3号の規定により発売するものにあつては、同表に 定める料金に400円をそれぞれ加算した額とする。

営業	25 キロ	50 キロ	75 キロ	100 キロ	150 キロ	200 キロ	300 キロ	301 キロ
キロ	メート	メート	メート	メート	メート	メート	メート	メート
地帯	ルまで	ルまで	ルまで	ルまで	ルまで	ルまで	ルまで	ル以上
料金	円	円	円	円	円	円	円	円
竹並.	1,030	1,280	1,530	1, 730	2, 330	2, 730	2, 930	3, 130

- ② 第 57 条の 3 第 3 項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金
  - ①の規定により計算した額から530円を低減した額とする。
- ③ ②の規定にかかわらず、特別急行列車36ぷらす3号の個室、特別急行列車ななつ星 in 九州号及び特別急行列車或る列車号に対して適用する指定席特急料金
  - ①の表に定める料金から530円を低減した額とする。
- (b) 立席特急料金及び自由席特急料金
  - (a)の①の表に定める料金から 530 円を低減した額とする。ただし、 乗車区間が門司港又は行橋・博多間の停車駅相互間であつて、旅客が 同区間の特別急行列車(かいおう号を除く)に乗車した後に<u>車内で</u>発 売するものにあつては、次表に定める料金とする。

営業キロ	25 キロ	50 キロ	75 キロ	100 キロ
	メートル	メートル	メートル	メートル
地帯	まで	まで	まで	まで
wi 🛆	円	円	円	円
料金	700	950	1, 200	1,400

改正

- a b以外の特別急行料金
  - (a) 指定席特急料金
  - ① ②及び③以外の指定席特急料金

次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第2号の 規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円 を、同条同項第3号の規定により発売するものにあつては、同表に 定める料金に400円をそれぞれ加算した額とする。

営業	25 キロ	50 キロ	75 キロ	100 キロ	150 キロ	200 キロ	300 キロ	301 キロ
キロ	メート	メート	メート	メート	メート	メート	メート	メート
地帯	ルまで	ルまで	ルまで	ルまで	ルまで	ルまで	ルまで	ル以上
料金	円	円	円	円	円	円	円	円
个个立	1,030	1, 280	1,530	1,730	2, 330	2, 730	2, 930	3, 130

- ② 第57条の3第3項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金
  - ①の規定により計算した額から530円を低減した額とする。
- ③ ②の規定にかかわらず、特別急行列車36ぷらす3号の個室、特別急行列車ななつ星 in 九州号及び特別急行列車或る列車号に対して適用する指定席特急料金
  - ①の表に定める料金から530円を低減した額とする。
- (b) 立席特急料金及び自由席特急料金
  - (a)の①の表に定める料金から 530 円を低減した額とする。ただし、 乗車区間が門司港又は行橋・博多間<u>及び博多・佐賀間</u>の停車駅相互間 であつて、旅客が同区間の特別急行列車(かいおう号を除く)に乗車 した後に発売するものにあつては、次表に定める料金とする。

営業キロ	25 キロ	50 キロ	75 キロ	100 キロ	150 キロ
	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル
地帯	まで	まで	まで	まで	<u>まで</u>
机分	円	円	円	円	<u>円</u>
料金	700	950	1,200	1,400	2,000

- b 次に掲げる特別急行券に対する特別急行料金は、次に定める額とする。ただし、特別急行列車ななつ星 in 九州号、特別急行列車或る列車号及び特別急行列車36 ぷらす3 号に乗車する場合の特別急行料金を除く。
  - (a) 乗車区間が門司港若しくは下曽根・博多間、吉松若しくは霧島神宮・鹿児島中央間又は宮崎・南郷間の停車駅相互間(25km以内の区間及び(b)に定める区間を除く。)のとき
  - ① 指定席特急料金
    - (①) (②)以外の指定席特急料金

1,130 円とする。ただし、第 57 条の 3 第 1 項第 2 号の規定により発売するものにあつては、1,330 円とし、同条同項第 3 号の規定により発売するものにあつては、1,530 円とする。

- (②) 第57条の3第3項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金
  - (①)の規定により計算した額から530円を低減した額とする。
- ② 立席特急料金及び自由席特急料金

600円とする。ただし、乗車区間が門司港又は下曽根・博多間の停車駅相互間 (25 km以内の区間を除く。) であつて、旅客が同区間の特別急行列車 (かいおう号を除く) に乗車した後に<u>車内で</u>発売するものにあつては、800円とする。

(中略)

(鉄道駅バリアフリー料金)

- 第140条 次の各号に掲げる区間内相互発着となる区間に乗車する場合は、鉄道駅 バリアフリー料金を収受する。
  - (1) 第78条第2項第1号に定める東京附近における電車特定区間及び第80条の 規定を適用する区間(同条第1項第1号から第4号の区間にかかるものに限 る。)
  - (2) 第78条第2項第2号に定める大阪附近における電車特定区間及び第80条の

改正

- b 次に掲げる特別急行券に対する特別急行料金は、次に定める額とする。ただし、特別急行列車ななつ星 in 九州号、特別急行列車或る列車号及び特別急行列車36 ぷらす3 号に乗車する場合の特別急行料金を除く。
  - (a) 乗車区間が門司港若しくは下曽根・博多間、吉松若しくは霧島神宮・鹿児島中央間又は宮崎・南郷間の停車駅相互間(25km以内の区間及び(b)に定める区間を除く。)のとき
  - ① 指定席特急料金
    - (①) (②)以外の指定席特急料金

1,130 円とする。ただし、第 57 条の 3 第 1 項第 2 号の規定により発売するものにあつては、1,330 円とし、同条同項第 3 号の規定により発売するものにあつては、1,530 円とする。

- (②) 第 57 条の 3 第 3 項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金
  - (①)の規定により計算した額か530円を低減した額とする。
- ② 立席特急料金及び自由席特急料金

600円とする。ただし、乗車区間が門司港又は下曽根・博多間の 停車駅相互間 (25 km以内の区間を除く。) であつて、旅客が同区間 の特別急行列車 (かいおう号を除く) に乗車した後に発売するもの にあつては、800円とする。

(中略)

(鉄道駅バリアフリー料金)

- 第 140 条 次の各号に掲げる区間内相互発着となる区間に乗車する場合は、鉄道駅 バリアフリー料金を収受する。
  - (1) 第78条第2項第1号に定める東京附近における電車特定区間及び第80条の 規定を適用する区間(同条第1項第1号から第4号の区間にかかるものに限 る。)
  - (2) 第78条第2項第2号に定める大阪附近における電車特定区間及び第80条の

現行	改正
規定を適用する区間(同条第1項第5号から第10号及び同条第2項の区間に	規定を適用する区間(同条第1項第5号から第 10 号及び同条第2項の区間に
かかるものに限る。)	かかるものに限る。)
	(3) 東海道本線(新幹線)中豊橋・岐阜羽島間、東海道本線中豊橋・大垣間、武
	豊線、中央本線中多治見・名古屋間、関西本線中名古屋・四日市間(ただし、
	対象区間のみを経由して乗車する場合に限る。)
2 前項の規定により収受する鉄道駅バリアフリー料金は、次の各号に定めるとお	2 前項の規定により収受する鉄道駅バリアフリー料金は、次の各号に定めるとお
りとする。	りとする。
(1) 前項第1号に掲げる区間内相互発着となる区間に乗車する場合	(1) 前項第1号に掲げる区間内相互発着となる区間に乗車する場合
イ 大人片道普通旅客運賃とあわせ収受する額	イ 大人片道普通旅客運賃とあわせ収受する額
片道乗車あたり10円	片道乗車あたり 10 円
ロ 定期旅客運賃(通学定期旅客運賃を除く。) とあわせ収受する額	ロ 定期旅客運賃(通学定期旅客運賃を除く。)とあわせ収受する額
1 箇月 280 円	1 箇月 280 円
3 箇月 790 円	3 箇月 790 円
6 箇月 1,420 円	6 箇月 1, 420 円
(2) 前項第2号に掲げる区間内相互発着となる区間に乗車する場合	(2) 前項第2号 <u>及び第3号</u> に掲げる区間内相互発着となる区間に乗車する場合
イ 大人片道普通旅客運賃とあわせ収受する額	イ 大人片道普通旅客運賃とあわせ収受する額
片道乗車あたり10円	片道乗車あたり 10 円
ロ 定期旅客運賃(通学定期旅客運賃を除く。)とあわせ収受する額	ロ 定期旅客運賃(通学定期旅客運賃を除く。)とあわせ収受する額
1 箇月 300 円	1 箇月   300 円
3 箇月 900 円	3 箇月 900 円
6 箇月 1,800 円	6 箇月 1,800 円
	(
(中略)	(中略)
(特定区間発着の場合のう(●)回乗車)	   (特定区間発着の場合のう(●)回乗車)
第 160 条 第 70 条第 1 項に掲げる図の太線区間内にある駅発又は着の普通乗車券	第 160 条 第 70 条第 1 項に掲げる図の太線区間内にある駅発又は着の普通乗車券
又は普通回数乗車券を所持する旅客は、その区間内においては、その乗車券の券	又は普通回数乗車券を所持する旅客は、その区間内においては、その乗車券の券
面に表示された経路にかかわらず、う(●)回して乗車することができる。ただし、	面に表示された経路にかかわらず、う(●)回して乗車することができる。ただし、

別に定める場合を除き、う(●)回乗車区間内では、途中下車することはできない。

- 2 前項の規定にかかわらず、第70条に掲げる図の太線区間内の駅相互発着となる 乗車券を所持する旅客は、東海道本線(新幹線)東京・品川間及び東北本線(新 幹線)東京・上野間をう(●)回して乗車することはできない。
- 3 第 70 条に掲げる図の太線区間内にある駅発又は着の普通乗車券を所持する旅客が、第1項の規定によりう(●)回乗車した場合において、そのう(●)回中の途中駅に下車したときは、区間変更として取り扱う。

改正

- 別に定める場合を除き、う(●)回乗車区間内では、途中下車することはできない。 2 前項の規定にかかわらず、第70条に掲げる図の太線区間内の駅相互発着となる 乗車券を所持する旅客は、東海道本線(新幹線)東京・品川間及び東北本線(新 幹線)東京・上野間をう(●)回して乗車することはできない。
- 3 第 70 条に掲げる図の太線区間内にある駅発又は着の普通乗車券を所持する旅客が、第1項の規定によりう(●)回乗車した場合において、そのう(●)回中の途中駅に下車したときは、区間変更として取り扱う。

(特定の分岐区間に対する区間外乗車の特例)

- 第160条の2 次の各号に掲げる各駅相互間発着(第157条第2項の規定により当 該区間を乗車する場合を含む。)の乗車券を所持する旅客は、当該各号に定める区 間のうち左方の駅以外の駅において途中で出場しない限り、当該区間について乗 車券面の区間外であっても乗車することができる。
- (1) 西日暮里以遠(田端方面)の各駅と三河 島以遠(南千住方面)の各駅との相互間 日暮里・東京間(定期乗車券にあって は、特別車両定期乗車券を除くものとし、 日暮里・上野間に限る。)

- (2) 日暮里、鶯谷又は西日暮里以遠(田端方面)若しくは三河島以遠(南千住方面)の 各駅と、尾久駅との相互間(特別車両定期乗車券を使用する旅客を除く。) 日暮里・上野間及び鶯谷・上野間
- (3) 西大井以遠 (武蔵小杉方面) の各駅と品 川以遠 (高輪ゲートウェイ方面) の各駅と



wH /	-1
現行	改正
	<u>の相互間</u>
	品川・大崎間
	(4) 横浜以遠 (保土ケ谷又は桜木町方面) の 🥞 🤻 🤻 🔭
	各駅と羽沢横浜国大駅との各駅相互間
	鶴見・武蔵小杉間
	(e) **(U**********************************
	(5) 新川崎駅と羽沢横浜国大駅との相互間 新川崎・武蔵小杉間
	新川崎
	鶴見
	(6) 鶴見、新子安、東神奈川又は川崎以遠
	(蒲田又は尻手方面)、国道以遠(鶴見小野
	方面)若しくは大口以遠(菊名方面)の各 羽沢横成国大 新 武蔵小杉
	駅と羽沢横浜国大駅との各駅相互間 第名へ 新 スロース カース カース カース カース カース カース カース カース カース カ
	鶴見・横浜間、新子安・横浜間、東神奈
	川・横浜間及び鶴見・武蔵小杉間 角道 横見小野
	(7) 鶴見、新子安、東神奈川又は川崎以遠
	(蒲田又は尻手方面)、国道以遠(鶴見小野
	方面)若しくは大口以遠(菊名方面)の各 大口 東州川崎 へんま
	駅と、新川崎、西大井又は武蔵小杉以遠  駅と、新川崎、西大井又は武蔵小杉以遠  の場合では、開催している。  の場合では、開催している。  の場合では、開催している。  の場合では、開催している。  の場合では、関係している。  の場合では、対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対
	(武蔵中原又は向河原方面)の各駅との相
	互間
	<u>ニー・</u> 鶴見・横浜間、新子安・横浜間及び東神
	奈川・横浜間
	(8) 武蔵白石又は浜川崎以遠(小田栄又は
	<u> 八                                   </u>
	(9) 今宮又は芦原橋以遠 (大正方面) の各駅
	と、JR難波駅との相互間

現行	改正
	今宮・新今宮間
	(10) 松島又は愛宕以遠 (品井沼方面) の各駅
	<u>と高城町以遠(松島海岸又は手樽方面)の</u> 塩釜 <u>松島 愛宕 品井沼</u>
	各駅との相互間
	松島・塩釜間
	(11) 宇多津以遠 (丸亀方面) の各駅と児島以
	遠 (上の町方面) の各駅との相互間 (坂出
	以遠(八十場方面)の各駅と児島以遠(上
	の町方面)の各駅とに直通する列車に乗
	<u>車する場合に限る。)</u>
	宇多津・坂出間
	(特定都区市内等における折返し乗車の特例) ************************************
	第160条の3 特定都区市内発若しくは着又は東京山手線内発若しくは着となる普及ではませた。 マスングラス はっこん かんと は 日本 日本 アイングラス はんしょう はんじょう はんしょう はんじょう しゅうしゅう はんじょう しゅうしゅう
	通乗車券を所持する旅客は、列車に乗り継ぐため同区間内の一部が復乗となる場合は、火港区間について乗車力でよりができる。
	合は、当該区間について乗車することができる。 2 次の各号に掲げる第 86 条の規定により発売した特定都区市内発又は着の普通
	<u>2 人の各号に掲げる第 80 米の規定により先光した特定都区川内完文は有の音通</u> 乗車券を所持する旅客は、当該各号に定める区間において途中で出場しない限り、
	当該区間について乗車券面の区間外であっても乗車することができる。
	(1) 第 96 冬第 9 早の坦定により発売した
	横浜市内発又は着の普通乗車券  横浜市内発又は着の普通乗車券
	鶴見・武蔵小杉間
	(2) 同条第5号の規定により発売した大
	阪市内発又は着の普通乗車券
	塚本・尼崎間及び尼崎・加島間
	(3) 同条同号の規定により発売した大阪
	市内発又は着の普通乗車券
	加美・久宝寺間及び久宝寺・新加美間

現行	改正
	(分岐駅通過列車に対する区間外乗車の特例)
	第160条の4 次に掲げる区間の左方の駅を通過する列車に乗車するため、同駅か
	ら分岐する線区にまたがる乗車券を所持する(次に掲げる区間の左方の駅を通過
	する列車からの乗継を含む。)旅客(定期乗車券を所持する旅客を除く。)が、同
	区間を乗車する場合は、当該区間のうち左方の駅以外の駅において途中で出場し
	ない限り、乗車券面の区間外であっても乗車することができる。
	<u>東 釧 路・釧 路間</u>
	<u>新 旭 川 ・ 旭 川 間</u>
	<u>白 石・札 幌間</u>
	<u>桑 園・札 幌間</u>
	<u>沼 ノ 端・苫 小 牧間</u>
	川 部・弘 前間
	<u>追 分・秋 田間</u>
	羽前千歳・山 形間
	<u>北山形·山 形間</u>
	<u>安積永盛・郡 山間</u>
	<u>余 目・酒 田間</u> 宮 内・長 岡間
	<u>宮 村 ・ 字 都 宮間</u> <u>宝 積 寺・宇 都 宮間</u>
	<u>・ ・                                  </u>
	<u>代 々 木・新 宿間</u>
	新 前 橋・高 崎 <u>間</u>
	<u> </u>
	東神奈川・横 浜間
	<u>塩 尻・松 本間</u>
	<u>金 山・名 古 屋間</u>
	近 江 塩 津・敦 賀間

現行	改正
	<u>山 科・京 都間</u>
	<u>新 大 阪 ・ 大 阪 間</u>
	<u>尼                                    </u>
	<u>東 岡 山 · 岡   山 間</u>
	<u>倉 敷 • 岡 山 間</u>
	<u>備中神代・新見間</u>
	<u>伯 耆 大 山 · 米   子 間</u>
	<u>宇 多 津 · 丸   亀 間</u>
	<u>多 度 津・丸 亀間</u>
	<u>池 谷・勝 瑞間</u>
	<u>佐 古・徳 島間</u>
	<u>一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 </u>
	向井原・伊予市間
	<u>北宇和島•宇和島間</u>
	<u>海 田 市 · 広 島 間</u>
	<u>横 川 · 広 島 間</u>
	<u>幡 生 · 下 関 間</u>
	西小倉。小倉間
	<u>吉 塚・博 多間</u>
	<u>久 保 田 · 佐 賀 間</u>
	<u>城 野 · 小 倉 間</u>
	<u>浦 上。長 崎</u> 間
	字 <u>土。熊</u> 本間
	田 吉・南宮崎間
	(注) 西小倉・小倉間又は吉塚・博多間について、新幹線に乗車する場合の取
	扱いは別に定める。
	2 次に掲げる区間に限り、第157条第2項の規定により乗車中の場合は、前項に
	準じて当該区間について乗車券面の区間外であっても乗車することができる。

現行	改正
	<u>羽 前 千 歳 • 山                                </u>
	<u>北 山 形                                  </u>
	<u>宮 内 • 長 岡 間</u>
	<u>神 田 ・ 東 京 間</u>
	<u>代 々 木 ・ 新 宿間</u>
	<u>新 前 橋 · 高   崎 間</u>
	<u>倉 賀 野 • 高    崎</u> 間
	<u>東神奈川・横 浜間</u>
	<u>塩 尻・松 本間</u>
	<u>山 科 · 京 都 間</u>
	新 大 阪 <u>・</u> 大 阪 間
	<u>尼 崎 • 大 阪</u> 間
	<u>西 小 倉 · 小   倉 間</u>
	<u>吉 塚・博 多間</u>
	<u>城 野 • 小 倉 間</u>
	(海田市・広島間に係る区間外乗車の特例)
	第160条の5 矢野以遠(坂方面)の各駅と三原以遠(糸崎方面)の各駅相互間を
	乗車する旅客が、新幹線に乗車(広島・東広島間を除く。)する場合は、第16条
	<u>の2第2項の規定にかかわらず、三原・広島間を同一の線路とみなして、広島・</u>
	海田市間のうち海田市駅以外の駅において途中で出場しない限り、当該区間につ
	<u>いて乗車券面の区間外であっても乗車することができる。</u>
	(特定列車による折返し区間外乗車の特例)
	第160条の6 次に掲げる区間を折り返して直通運転する列車に乗車する旅客は、
	当該区間のうち左方の駅以外の駅において途中で出場しない限り、当該区間につ
	いて乗車券面の区間外であっても乗車することができる。
	<u>白 石・札 幌間</u>

現行	改正
	川 部・弘 前間
	北山形・山 形間
	宮 内・長 岡間
	日暮里・上 野間
	金 山・名 古 屋間
	<u>倉 敷・岡 山間</u>
	備中神代・新見間
	宇 多 津・高 松間
	長門市・仙 崎間
	<u>幡 生・下 関間</u>
	西 小 倉・門 司 港間
	西 小 倉・小   倉間
	江 北・肥 前 浜間
	(特定列車によるう回乗車の取扱いの特例)
	第160条の7 第70条の2第2項の規定により発売した乗車券を所持する旅客は、
	同条第1項各号に掲げる列車に乗車する場合に限り、その乗車券の券面に表示された経路にかかわらず、同条第1項名号の担宅の世界に記載されたかって内の
	れた経路にかかわらず、同条第1項各号の規定の末尾に記載されたかっこ内の○ 印のない経路を当該列車によりう回して乗車することができる。ただし、う回乗
	車区間内においては、途中で下車することはできない。
	2 前項の規定によるう回乗車中の旅客が、そのう回乗車区間において下車したと
	さは、区間変更として取り扱う。
(中略)	(中略)
(1647)	( I PH/
(急行券の効力)	(急行券の効力)
第172条 指定急行券を所持する旅客は、その券面に指定された乗車日、急行列車	
(未指定特急券にあっては、券面に指定された列車群に含まれる1個の特別急行	(未指定特急券にあっては、券面に指定された列車群に含まれる1個の特別急行

現行	
列車)、旅客車、座席及び乗車区間(営業キロ地帯が表示されているときは、当該 営業キロ地帯内の最遠の停車駅まで)に限って乗車することができる。	列車)、旅客車、座席及び乗車区間(常営業キロ地帯内の最遠の停車駅まで)
(中略)	(

- 6 次の各号に掲げる各駅相互間内にある駅発又は着となる急行券(いずれも併用 となるものを含む。)を所持する旅客は、次の各号の末尾に記載した経路をう回 して乗車することができる。
- (1) 赤羽駅と品川以遠(大井町又は西大井方面)の各駅との相互間(池袋、大崎 経由)
- (2) 品川駅と赤羽以遠 (川口又は北赤羽方面) の各駅との相互間 (大崎、池袋経由)

(未指定特急券の効力)

第172条の2 未指定特急券を所持する旅客は、前条第1項の規定によるほか、乗車した列車に空席がある場合は座席を使用することができる。ただし、当該座席に有効な指定席特急券を所持する他の旅客が乗車した場合又は満席の場合は、立席の利用となる。

(中略)

(特別車両券の効力)

第175条 指定特別車両券を所持する旅客は、その券面に指定された列車、旅客車 又は座席に限り、乗車することができる。 列車)、旅客車、座席及び乗車区間(営業キロ地帯が表示されているときは、当該 営業キロ地帯内の最遠の停車駅まで)に限って乗車することができる。

改正

(中略)

- 6 次の各号に掲げる各駅相互間内にある駅発又は着となる急行券(いずれも併用 となるものを含む。)を所持する旅客は、次の各号の末尾に記載した経路をう回 して乗車することができる。
- (1) 赤羽駅と品川以遠(大井町又は西大井方面)の各駅との相互間(池袋、大崎 経由)
- (2) 品川駅と赤羽以遠 (川口又は北赤羽方面) の各駅との相互間 (大崎、池袋経由)

(急行券の効力の特例)

第172条の2 第160条の6の規定は、折返し区間に対する急行券の効力について 準用する。

(未指定特急券の効力)

第172条の3 未指定特急券を所持する旅客は、第172条第1項の規定によるほか、 乗車した列車に空席がある場合は座席を使用することができる。ただし、当該座 席に有効な指定席特急券を所持する他の旅客が乗車した場合又は満席の場合は、 立席の利用となる。

(中略)

(特別車両券の効力)

第175条 指定特別車両券を所持する旅客は、その券面に指定された列車、旅客車 又は座席に限り、乗車することができる。

- 2 自由席特別車両券を所持する旅客は、その券面に表示された乗車日の1個の特別車両に、1回に限り、券面に表示された区間又は営業キロ地帯内の最遠の停車駅まで乗車することができる。この場合、乗車後に有効期間を経過したときであっても、その券面に表示された区間又は営業キロ地帯内の最遠の停車駅まで乗車することができる。
- 3 第 58 条第 5 項の規定により急行列車と普通列車とにまたがって発売された特別車両券(A)を所持する旅客は、第 13 条第 2 項の規定にかかわらず、当該普通列車の特別車両にそのまま乗車することができる。
- 4 第 172 条第 6 項の規定は、特別車両券を所持する旅客がう回して乗車する場合 に準用する。

(指定特別車両券の指定駅から乗車しない場合等の取扱い)

第176条 第173条又は第174条の規定は、指定特別車両券によって指定駅から乗車しない場合又は特別車両券が無効となる場合に準用する。

(中略)

(入場券の種類及び料金)

- 第295条 入場券は、普通入場券及び定期入場券の2種類とし、その料金は、1枚について次の各号に掲げるとおりとする。
  - (1) 普通入場券

イ ロ及びハ以外の駅

 大人
 150 円

 小児
 70 円

改正

- 2 自由席特別車両券を所持する旅客は、その券面に表示された乗車日の1個の特別車両に、1回に限り、券面に表示された区間又は営業キロ地帯内の最遠の停車駅まで乗車することができる。この場合、乗車後に有効期間を経過したときであっても、その券面に表示された区間又は営業キロ地帯内の最遠の停車駅まで乗車することができる。
- 3 第 58 条第 5 項の規定により急行列車と普通列車とにまたがって発売された特別車両券(A)を所持する旅客は、第 13 条第 2 項の規定にかかわらず、当該普通列車の特別車両にそのまま乗車することができる。
- 4 第 172 条第 6 項の規定は、特別車両券を所持する旅客がう回して乗車する場合 に準用する。

(特別車両券の効力の特例)

**第175条の2** 第160条の6の規定は、折返し区間に対する特別車両券の効力について準用する。

(指定特別車両券の指定駅から乗車しない場合等の取扱い)

第176条 第173条又は第174条の規定は、指定特別車両券によって指定駅から乗車しない場合又は特別車両券が無効となる場合に準用する。

(中略)

(入場券の種類及び料金)

- 第295条 入場券は、普通入場券及び定期入場券の2種類とし、その料金は、1枚について次の各号に掲げるとおりとする。
  - (1) 普通入場券

イロ、ハ及び二以外の駅

大人150 円小児70 円

					改正
ロ東京附近の電車特定区間内の各駅		口	東京附	付近の電車特定区間内の各駅	
	大人	150 円		大人	150 円
	小児	70 円		小児	70 円
ハー大阪附近の電車特定区間内の各駅		ハ 大阪附近の電車特定区間内の各駅			
	大人	140 円		大人	140 円
	小児	70 円		小児	70 円
			<u>=</u>	第 140	)条第1項第3号規定区間内の各駅
				大人	160 円
				小児	80 円
(2) 定期入場券		(2) 万	E期入場	<del>易</del> 券	
イ	ロ <u>及び</u> ハ以外の	駅	イ	ロ <u>、</u> ハ	、 <u>及び二</u> 以外の駅
	大人	4,620 円		大人	4,620 円
	小児	2,310 円		小児	2,310 円
ロ 東京附近の電車特定区間内の各駅		ロ 東京附近の電車特定区間内の各駅			
	大人	4, 280 円		大人	4, 280 円
	小児	2, 140 円		小児	2,140 円
ハ	大阪附近の電車	特定区間内の各駅	ハ	大阪附	付近の電車特定区間内の各駅
	大人	4, 260 円		大人	4, 260 円
	小児	2, 130 円		小児	2,130 円
			<u>=</u>	第 140	)条第1項第3号規定区間内の各駅
				大人	4, 920 円
				<u>小児</u>	2, 460 円
2 前項	2 前項の規定にかかわらず、北海道旅客鉄道会社、四国旅客鉄道会社又は九州旅		2 前項	夏の規定	ごにかかわらず、北海道旅客鉄道会社、四国旅客鉄道会社又は九州旅
客鉄道会社内の各駅における入場料金は、次の額とする。		客鉄道	鱼会社内	Rの各駅における入場料金は、次の額とする。	
(以下略)				(以下略)	